資料編

資料1	市川市環境基本条例75
資料2	本計画の策定経緯80
資料3	環境審議会• 答申81
資料4	第三次市川市環境基本計画(案)についての パブリックコメント実施結果(概要)87
資料5	(第7期)市川市環境市民会議88
資料6	第二次次市川市環境基本計画 評価指標の進捗状況90
資料7	用語集92

平成 10 年7月3日 条例 第 30 号

目次

前文

第1章 総則(第1条-第8条)

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等(第9条-第18条)

第3章 市民参加の促進(第19条-第22条)

第4章 地球環境保全の推進(第23条)

第5章 環境の保全及び創造の推進体制等(第24条・第25条)

第6章 環境審議会等(第26条・第27条)

附則

私たちの市川は、首都東京と隣接し、豊かな流れの江戸川、下総台地の斜面の緑、市街地に群生する黒松、そして南部では東京湾に臨むなど恵まれた自然環境の下、先人たちの知恵や事跡を大切に受け継ぎながら、万葉の歴史息づく文化の薫り高い都市として発展してきた。

これまでの都市としての発展は、市民生活の向上や産業活動の活発化をもたらしたが、翻って みると一部では貴重な自然が失われ、また、資源やエネルギーの大量消費を伴い、環境への負荷 が増大するものであった。こうした営為が、生命の源であり人類の存続基盤でもある地球環境を 脅かすまでに至っている。

私たちは、これまで健全で良好な環境を求めて、公害防止対策や自然環境保全など、様々な施策を講じてきた。しかし、今日の環境問題が質的にも量的にも変化していることに伴い、新たな時代の環境保全対策の必要性に迫られていることにかんがみ、環境への負荷の少ない社会を構築し、自然と文化が調和した魅力的で快適な環境の実現を目指さなければならない。

自然との共生に配慮し、省資源型・資源循環型の快適な環境を実現していくために、今こそ私たちは英知を傾け、総力を挙げて環境の保全及び創造に取り組み、ひいては地球環境全体の保全に資する行動に努めるべきである。

私たちは、恵み豊かな環境からの恵沢を享受することの重要さを理解し、将来の世代に引き継いでいこうと、一人ひとりが担うべき役割を果たし、もって住みよい文化都市を実現していくため、ここにこの条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の 汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事 態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の 確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の 汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、 土壌の汚染、騒音、振動、地下水位の著しい低下、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の 掘削によるものを除く。以下同じ。)及び悪臭によって人の健康又は生活環境(人の生活に密 接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以 下同じ)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、かつ、その環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全及び創造に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる資源循環型の社会が構築されることを旨とし、及び環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、及び人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然と文化の調和のとれた快適な環境を実現していくように行われなければならない。
- 4 地球環境保全が人類共通の課題であることにかんがみ、すべての者は、これを自らの課題として認識し、それぞれの活動の場において積極的に推進するようにしなければならない。 (市の責務)
- 第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。) にのっとり、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。 (事業者の責務)
- 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、公害を防止し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は 販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となっ た場合にその適正な処理が図られることとなるように情報の提供その他必要な措置を講ずる責 務を有する。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

- 第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止し、及び自然環境を適正に保 全するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(環境月間)

- 第7条 事業者及び市民の間に広く環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、 積極的に環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲を高めるため、環境月間を設ける。
- 2 環境月間は、6月とする。
- 3 市は、環境月間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。 (施策等の公表)
- 第8条 市長は、毎年、環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を公表するものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

(環境基本計画)

- 第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市川市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標
 - (2) 環境の保全及び創造に関する施策の方向
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に 推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、市川市環境審議会の意見を聴か なければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策について、計画を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造に十分配慮しなければならない。

(環境影響評価の制度の導入)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、その事業に係る 環境への影響について自ら調査、予測及び評価を行い、その事業に係る環境の保全及び創造に ついて適正に配慮するよう、制度の導入を図るものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制等の措置)

- 第 12 条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる必要な規制等の措置を講ずるものとする。
 - (1) 大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染又は悪臭の原因となる物質の排出、騒音又は振動の発生、地下水位の著しい低下又は地盤の沈下の原因となる地下水の採取その他の行為及び公害の原因となる施設の設置に関し、公害を防止するために必要な規制の措置
 - (2) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、その支障を防止する ために必要な規制等の措置
- 2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制等の措置を講ずるように努めなければならない。

(環境の保全に関する協定の締結)

第13条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者等と環境の保全に関し必要な協定を締結するように努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための経済的措置)

- 第14条 市は、事業者及び市民が自ら環境への負荷を低減するための施設の整備その他の適切 な措置を執るように誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適正な 助成措置を講ずるものとする。
- 2 市は、事業者及び市民が自ら環境への負荷の低減に努めるように誘導することにより環境の 保全上の支障を防止するため、適正な経済的負担を求める措置について調査及び研究を行い、 その結果、その措置が特に必要であるときは、市民の理解の下に、その措置を講ずるように努 めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する施設の整備その他の事業の推進)

- 第15条 市は、緩衝緑地、下水道その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用を図るための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

- 第16条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者とともに、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように努めるものとする。
- 2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように努めるものとする。

(調査の実施)

第17条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定に当たっては、環境の状況の把握及び 今後の環境の変化に関する調査その他必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第18条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

第3章 市民参加の促進

(市民の意見の反映)

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に市民の意見を反映させるため、市民から提言を受けるための措置その他必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に関する学習の推進)

第20条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深め、及びこれらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするための学習の機会の提供、広報活動の充実その他必要な措置を講じ、環境の保全及び創造に関する市民及び事業者の学習の推進を図るものとする。

(民間団体等の自発的な活動を促進するための支援措置)

- 第21条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、美化活動、河川浄化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な支援措置を講ずるものとする。
 - (情報の提供)
- 第22条 市は、民間団体等に対して環境の状況その他の環境の保全及び創造に関し必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

第4章 地球環境保全の推進

(地球環境保全の推進)

第23条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

第5章 環境の保全及び創造の推進体制等

(事業者及び市民との協力)

第24条 市は、事業者及び市民と協力して環境の保全及び創造を推進するために必要な措置を 講ずるものとする。

(他の地方公共団体との協力)

第25条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策について、他の地方公共団体と協力して、その推進を図るものとする。

第6章 環境審議会等

(環境審議会)

第26条 市川市環境審議会条例(昭和47年条例第25号)に基づき設置する市川市環境審議会においては、環境基本計画の策定その他環境の保全及び創造に関する基本的事項等を調査審議する。

(施策の調整体制の整備等)

第27条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、市の機関相互の緊密な連携を図りつつ総合的に調整する体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成10年7月3日から施行する。

(市川市環境審議会条例の一部改正)

2 市川市環境審議会条例の一部を次のように改正する。

第2条中「保全」の次に「及び創造」を加える。

資料2 本計画の策定経緯

年度	月	会議等の名称	概要、テーマ等				
	7月	第 1 回環境市民会議	・計画の基本的事項(計画期間、計画の主体と役割)・基本目標、基本理念、施策の分野				
令		令和元年度 第 1 回環境審議会	・市川市環境基本計画について(計画概要、現行計画の評価)・次期計画骨子案(基本的事項、施策の体系)・第1回環境市民会議の報告				
令和元年度	9月	第2回環境市民会議	・資源循環・廃棄物について				
度	11月	令和元年度 第2回環境審議会	・体系図案の修正・現行計画の指標の実績と評価・次期計画の目標・指標案・第2回環境市民会議の報告				
	3月	第3回環境市民会議	・自然環境(生物多様性)について ・地球環境(地球温暖化問題)について				
	4月	令和2年度 第1回環境審議会	基本理念の修正第3回環境市民会議の報告				
	8月	令和2年度 第2回環境審議会	・市川市環境基本計画の改定について諮問・環境に配慮した具体的行動について・次期計画における指標の短期目標について				
令	9月 ~ 10月	パブリックコメント	・第三次市川市環境基本計画(案)について				
和	10月	第 4 回環境市民会議	生活環境について協働について				
2 年度	11月	令和2年度 第3回環境審議会	・市川市環境基本計画及び市川市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の改定に係る答申骨子(案)審議・第4回環境市民会議の報告				
	1月	第5回環境市民会議	・環境情報の効果的な周知について				
		令和2年度 第4回環境審議会	・市川市環境基本計画及び市川市地球温暖化対策実行 計画(区域施策編)の改定について 答申(案)審議 ※2月に環境審議会より答申を受領				

[※] 令和2年度第1回・第4回環境審議会及び第5回環境市民会議は、新型インフルエンザ等対策特別措置法 に基づく緊急事態宣言の発出のため、書面会議にて開催。

資料3 環境審議会・答申

(1)答申書(抜粋)

市 環 審 第2-9号 令和3年2月5日

市川市長 村越 祐民 様

市川市環境審議会 会長 熊谷 優子

市川市環境基本計画及び市川市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)の改定について(答申)

令和2年7月22日付け市川第20200722-0166号で貴職から諮問のあった標記の件について、当審議会において慎重に審議した結果、次のとおり答申する。

1 計画全般に係る共通事項

「市川市環境基本計画」及び「市川市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の改定にあたっては、地球温暖化の進行など急速に進む環境の変化を鑑み、環境変化への危機感や、将来のために市民や事業者、市がやるべきことを分かりやすく示し、これらをしっかり伝える必要があることから、特に以下の事項について留意して取り組まれたい。

- ① 市川市の現状を踏まえて、その特徴に応じた「市川らしさ」を感じる政策・ 施策を示すこと。
- ② 市川市の自然的・社会的・経済的状況を踏まえて、環境課題を明らかにし、 その解決につなげていくための施策を提示すること。
- ③ 地球温暖化による気候変動への影響について、市川市ではどのような脆弱性があるか、経済環境等を踏まえた上で明らかにすること。
- ④ 環境先進都市を目指すため、市川市として必要な支援や取り組みを重点的に進めること。
- ⑤ 言葉遣いを整理し、必要に応じて注釈をつけて、分かりやすい表現にすること。
- ⑥ コラムや具体例などを盛り込んで見せ方を工夫し、興味を持てる内容とする こと。
- ⑦ 市の施策などに関し、関連する部局や取り組みなどについて、庁内部署間の つながりが明確に分かるようすること。
- ⑧ 施策の推進にあたっては、他事業との整合性も考慮すること。
- ⑨ 指標の実績値の推移や目標の達成状況といった報告と、市民への啓蒙・啓発 については、それぞれ効果的な手法を検討すること。
- ⑩ 計画の内容が広く理解されるように、SDGs や環境問題に関連づけて施策を示すなど、発信方法に特段の工夫をすること。

2 市川市環境基本計画について

市川市では、第二次市川市環境基本計画に基づき、5つの施策の分野として「地球環境」「資源循環・廃棄物」「自然環境」「生活環境」「協働」における取り組みを実施してきました。

このことにより、市民一人あたりのごみ排出量の削減や自然環境の保全再生や自然とのふれあいの場となる公園・緑地の整備などの施策が進展しました。

一方で、二酸化炭素排出量削減や資源化率の向上等、現計画の目標達成が難しい 分野も見られます。

また、最近では、異常気象の増加をはじめとした気候変動への対策や、プラスチックごみの海洋汚染といった新たな課題も生じており、これらの課題にも適切に対応していくことが求められています。

このため、第三次市川市環境基本計画では、これまでの取り組みを踏襲するだけでなく、時代や環境の変化に伴う新たな視点や課題等に的確に対応していかなければなりません。

また、国際的には、SDGs やパリ協定が採択され、国内でも、第五次環境基本計画の閣議決定や気候変動適応法が制定されるなど、環境政策においては、地球温暖化をはじめとした環境問題への取り組みを強化していくことが世界の共通認識となっています。

このような状況を踏まえ、市川市環境基本計画の改定にあたっては、以下の事項に留意して計画を策定する必要があります。

(1)計画の基本的事項

環境の保全及び創造に関する施策の推進にあたっては、市民・事業者・市の各主 体がそれぞれの役割を認識し、積極的に行動していくことが重要である

中でも、市川市は行政の主体であるとともに一事業者、一消費者でもあることから、各主体が施策を推進するにあたっては、市民や事業者の役割を示すだけでなく、市の率先行動が必要である。

(2)環境の現状と課題

施策ごとに設定した指標の実績値の変動要因を分析し、取り組みの成果と課題を 的確に把握した上で、施策を打ち出していくことが求められる。

また、次期計画の計画期間である今後 10 年間で市川市を取り巻く環境の状況は変化していくことが予想されるため、将来の変化も考慮されたい。特に、深刻化していく気候変動による市民生活や産業への影響等について危機感を共有されたい。

(3)計画の目指すべき方向

次期計画では、世界共通の目標である SDGs のゴールと取組内容を関連づけ、SDGs の考え方を市民や事業者に広く知ってもらうことが必要である。

そこで、計画で示す SDGs のゴールは施策と関連性の高いものに絞り、読み手が分かりやすい計画とされたい。

また、SDGs のゴール 17「パートナーシップで目標を達成しよう」は、全ての基本理念との関わりが分かるようにされたい。

(4) 施策の分野と方向

基本目標である「みんなで築く 身近に自然を感じる文化のまち いちかわ」の 実現に向け、各分野の施策の実施にあたっては以下の点に留意して取り組まれたい。

① 地球環境

- ・太陽光発電システムや家庭用燃料電池 (エネファーム)、蓄電池等について、普及させるためにはどうしたら良いか具体的に示すこと。
- ・気候変動への適応策については、近年頻発する極端気象等への備えを記載 すること。

② 資源循環·廃棄物

・今は「3 R」にリフューズ【ごみになるものを断る】とリペア【ものを修理して使う】の考えを取り入れ、「5 R」を採用している自治体もあるが、それらの考え方を整理した上で、市川市として何に取り組むか示すこと。

・循環型社会を実現する上では、製造者及び消費者の責任を明確にすること。

③ 自然環境

・「生物多様性」という言葉がより身近に感じられるように、分かりやすく示して普及啓発を進めていくこと。

④ 生活環境

・快適な生活環境の整備には、「安全・安心」の視点を盛り込むこと。

⑤ 協働

- ・SDGs のゴールに紐づけた、市川市らしい環境学習や啓発を実施すること。
- ・市民啓発や環境学習を通じて、SDGs の考えを市民や事業者に理解してもらうこと。

(5)環境に配慮した具体的行動

市民や事業者が環境問題を自分ごととして捉え、一人ひとりが環境に配慮した行動を実践してもらうようにするため、日常生活や事業活動において取り組むべき具体的な行動を、次期計画で示すことが望ましい。

その際は、市民や事業者の取り組みが分かりやすいよう、「明日からやること」「時間をかけてやること」のように、優先順位をつけて行動例を示されたい。

また、行動を習慣として落とし込んでいくことが大切であり、市民や事業者が環境配慮行動をすることによるメリットを示すなど、動機づけになる仕組みづくりを検討されたい。

(6)計画の推進

計画に基づく施策の実施にあたっては、客観的な視点により環境の現状と課題を 把握してフィードバックを行い、必要に応じた新たな施策の実施や既存の施策の柔 軟な見直しを行っていくべきである。

そこで、施策の進捗を評価するための指標の設定にあたっては、下記の点に留意 されたい。

- ① 指標の目標値については、2030(令和12)年度までを一括りに示すのではなく、短期・中期・長期などに分けて目標値を設定すること。
- ② 指標の目標値で数値化できるものはなるべく数値化すること。
- ③ 指標の評価方法を、分かりやすく示すこと。

(2)環境審議会委員名簿

令和3年3月22日現在

◎:会長 ○:副会長

選出別	氏 名	選出母体	備 考		
	稲葉 健二		創 生 市 川		
議	髙坂進	+ W + = A	日本共産党		
議会の推薦した議員	石原 よしのり		無所属の会		
馬した諸	小山田 直人	市川市議会	公 明 党		
議員	つかこし たかのり		市川市を良くする会		
	中町 けい		立憲民主・社民		
場のは	〇西 原 勝 徳	市川商工会議所	千葉ロードサービス㈱ 代表取締役社長		
の代表者	山中 右次	IP川闵上云彧州	山中軽金工業(株) 代表取締役社長		
	杉本 卓也	千葉商科大学	政策情報学部 准教授		
学	小倉 裕直	千葉大学	大学院工学研究科 教授		
学識経験者	◎熊 谷 優 子	和洋女子大学	健康栄養学科 教授		
者	大野 京子	市川市医師会	市川市医師会副会長		
	新井 るり子	市川市薬剤師会	市川市薬剤師会理事		
代表者の	石井 利和	市川市農業委員会	市川市農業委員会 会長職務代理者		
代漁業の	鈴 木 英 徳	市川市漁業協同組合	市川市漁業協同組合理事		
代市	道下経枝		(第VI期 市川市環境市民会議 メンバー)		
代表の	本 多 真佐男		(市川市環境活動推進員 第3期 中央部リーダー)		

資料4 第三次市川市環境基本計画(案)についての パブリックコメント実施結果(概要)

■実施期間

令和2年9月19日(土)~ 令和2年10月19日(月) 31日間

■ご意見を提出していただいた方の人数及び件数

番号	提出手法	提出人数	意見の件数
1	インターネット	8人	59件
2	ファクシミリ	0人	〇件
3	循環型社会推進課へ提出(持参)	2人	11件
4	市政情報コーナー(中央図書館等)	0人	〇件
5	郵送	2人	22件
合	<u> </u>	12人	92件

■ご意見に対する市の考え方

番号	ご意見への対応	意見の件数
1	ご意見を踏まえ、修正するもの	24 件
2	今後の参考とするもの	28件
3	ご意見の趣旨や内容について、考え方を既に案へ盛り込 み済みであるもの	11 件
4	その他(本計画そのものに対するご意見でないもの等)	29件

資料5 (第7期)市川市環境市民会議

(1)市川市環境市民会議

本市の環境政策に市民意見を反映させる方法の1つとして、市川市環境市民会議からご意見を頂くものです。平成11年の第1期から不定期に設置され、令和元年度から令和2年度には、第二次市川市環境基本計画の改定にあたって市民・事業者の皆様から意見をいただくため、第7期環境市民会議を次のとおり設置しました。

会議は、市が設定したテーマについてワークショップ形式で意見交換を行い、頂いたご意見 やアイディアを踏まえ、第三次市川市環境基本計画を策定しました。

〇 (第7期)環境市民会議の概要

設置期間 : 令和元年7月~令和3年1月会議回数 : 全5回(書面開催1回を含む)参加メンバー: 公募市民11人、事業者3名

	氏名	備考
	木田 豊	NPO 法人役員、エコスタディいちかわ代表
	金城 孝夫	大学職員、いちかわ地球市民会議会員
	齋藤 真実	NPO 法人いちかわ電カコミュニティ理事長
	志関 誠男	市川市地球温暖化対策推進協議会 会員
	白井 義男	市川市環境活動推進員
公募市民	鈴木 核	自営業(ワークショップ・デザイナー、コーチ) ※ 市民会議進行役
	鈴木 俊一	会社員、市川市環境活動推進員
	中村 宏毅	工コ倶楽部市川・責任者
	松本 茂治	安全コンサルタント・講師、市川市環境活動推進員
	三松 明人	俳優・非常勤講師、市川市環境活動推進員
	森角 武久	緑のみずがき隊・事務局員
	中村良	京葉瓦斯株式会社
事業者	吉岡 均	株式会社市川環境エンジニアリング
	東尚子	公益財団法人日本環境協会

(2)各会議の概要

開催日	意見交換テーマ等
第1回環境市民会議令和元年7月2日(火)	計画の基本的事項(計画期間、計画の主体と役割)基本目標、基本理念、施策の分野
第2回環境市民会議令和元年9月26日(木)	● 資源循環・廃棄物・プラスチック資源の循環について・食品ロスについて
第3回環境市民会議 令和2年2月6日(木)	●自然環境(生物多様性)・生物多様性を知り、行動するためには●地球環境(温暖化問題)・地球温暖化対策を加速させるには
第4回環境市民会議令和2年10月29日(木)	●生活環境・快適で魅力あるまちづくりを考える
第5回環境市民会議 令和3年1月14日(木) ~1月22日(金) ※書面開催	●市民や事業者の行動につなげるための、環境情報の効果的な 周知・ライフステージや住まいに応じて、どのような内容を、ど のような手法で伝えていけば良いか・環境に配慮した行動に楽しく取り組んでもらうための工夫 について

資料6 第二次市川市環境基本計画 評価指標の進捗状況

施策の分野		No	指標項目		単位	基準年度 (H22)	現状値 (R1)	目標 (R2)			
	自然環境の	1	自然環境モニタリング調査結 果における生息種類		種	92	110 ※H30 実績	→			
	保全再生	2	市有緑:	地の面積	На	56.50	76.09	≯			
	自然とのふれ あいづくり	3	市民一人あたりの都市公園 面積		㎡/人	3.08	3.56	4.73 (R7 年度)			
自然環境		4	エコフ	エコファーマー登録者数		66	13	≯			
		5	市民農	園等の設置数	施設	12	18	≯			
		6	浅海養殖や漁場改良等の補助 件数		延べ 件数	4	2	-			
	地球温暖化への対策	7	市全体での二酸化炭素排出量		∓t -CO ₂	3,268 ※H25 実績	3,176 ※H29 実績	2,948			
地球環境		8	太陽光発電システム(10kW 末満)の設置容量		kW	10,453 ※H25 実績	17,512	22,000			
		0)	市全域の	の緑地面積	ha	1,713	-	1,842 (R7 年度)			
				二酸化窒素(一般局)	%	100	100				
			(+ =)	SPM(一般局)	%	100	100				
		10	(大気)環境	オキシダント(一般局)	%	0	0	環境基準の			
			10	10	10	^{垜児} 基準	二酸化窒素(自排局)	%	100	100	達成
			坐竿	SPM(自排局)	%	100	100				
生活	生活環境の			有害大気汚染物質	%	100	100	及び			
活環境	保全		(水質)	BOD (河川)	%	100	100				
児			基準	全健康項目(河川)	%	100	100	年平均値			
				COD (海域)	%	43	42	\searrow			
			(地質)	地下水〔地下水概況 調査〕	%	58	66				
		12	環境 基準	年間変動が 2cm 以上 の水準点	地点(欠測)	O/41 (13)	O/60 (11) ※H30 実績				

施策の分野		No	指標項目		単位	基準年度 (H22)	現状値 (R1)	目標 (R2)
		10		住居系地域 (一般環境)	%	69 ※H2O 実績	69 ※H30 実績	環境基準の 達成
			(騒音) 環境	商業・準工業・工業 地域(一般環境)	%	80 ※H20 実績	86 ※H30 実績	,_,,
		13	基準	昼間 6-22 時 (道路沿道)	地点	7/9	7/8	及び
				夜間 22-6 時 (道路沿道)	地点	2/9	5/8	年平均値
生活環境	生活環境の	14	(化学物質 等)環境 基準	ダイオキシン類 〔大気、水質、土壌、 底質〕	%	100	100	`*
境	保全	15	景観計画特 域等の件数	宇定区域・景観協定区 【	延べ 件数	1	6	≯
		16	下水道普及	冷率	%	67.3	75.3	>
		17	都市計画道	節の整備率	%	42.3	61.0	>
		18	特定地区の)吸い殻の数	本	157	180	>
		19	空間放射紡	量	μSv /時	0.07~ 0.35 (H23年9月)	0.23 未満	O.23 未満 (H24年8月)
資源循環•廃棄物	3R の推進	20	市民一人 1 日あたりのごみ排 出量		g	856	771	760 (R6 年度)
		21	資源化率		%	18.1	17.1	27.0 (R6 年度)
	廃棄物の適正	22	不法投棄の処理量		t	861	430	>
	処理の推進	23	ごみの最終処分量		t	16,874	14,427	7,200
	環境学習の 推進	24	生物多様性 の参加者数	生に関係する講座へ な	人/年	134	55	200
		25	いちかわる 登録団体数	こども環境クラブの Q	グルー プ	26	29	\rightarrow
		26	環境情報の アクセス数	D市 Web ページへの Z	PV	96,631	78,307	>
働		27	エコライス(啓発人数	7推進員の活動回数 ()	回(人)	34 (4,370)	17 (1,488)	→
	環境活動への	28	環境保全協		社	72	59	→
	参加の促進	29	市における	がリーン購入割合	%	93.5	99.4	100
		30	いちかわ ^扱 数(参加者	環境フェアの出展者 (数)	団体 (人)	57 (9,000)	45 (15,000)	>
		31	ボランティ ターの利用	ア・NPO 活動セン 者数	人	10,035	7,530	>

くあ行>

■アスベスト(石綿)

天然に産する繊維状ケイ酸塩鉱物で、耐熱性、耐磨耗性に優れ、酸、アルカリなどにも強く、丈夫で変化しにくいという特性があります。

この特性から、高度成長期(昭和45年~平成2年)には、建築工事の吹付け作業やスレート材などの建築材料、工業用品などに広く使われてきました。しかし、アスベストの繊維は極めて細いため、気づかないうちに人体に吸い込み蓄積されると、肺がんや中皮腫など健康に悪影響を及ぼすおそれがあり、曝露から発症まで20年から50年と潜伏期間が長いことが特徴です。

■硫黄酸化物

石油などの硫黄分を含んだ燃料が燃焼して生じる汚染物質です。一般的に燃焼過程で発生するのは大部分が二酸化硫黄(SO2:亜硫酸ガス)であり、無水硫酸(SO3)が若干混じり、環境基準は、二酸化硫黄について定められています。硫黄酸化物は、人の呼吸器に影響を与えたり、植物を枯らしたりします。

■いちかわ環境フェア

環境に配慮したライフスライルを広く市民 に啓発するため、毎年、環境月間である6月 に開催しているイベントです。

近年はニッケコルトンプラザをメイン会場とし、環境活動に取り組む市民団体や企業による環境展、ステージイベント、クイズラリー等を実施しています。

■いちかわこども環境クラブ

自然や環境に関心を持つお子様(メンバー) とその保護者の方(サポーター)で構成され ており、市川市内を中心に、環境学習や環境 にやさしい活動に取り組んでいます。

公益財団法人日本環境協会こどもエコクラブの地域団体という位置づけです。

■市川市一般廃棄物処理基本計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条 第1項に基づき、長期的・総合的視点に立っ て計画的な廃棄物処理の推進を図るための基 本的な方針を定めた計画です。

■市川市環境白書

市川市環境基本条例第8条に基づき、市川 市環境基本計画に位置づけられている施策や、 施策に関連する事業の実施状況等について、 市民や事業者に公表するため、年に1回発行 しています。

■市川市教育振興基本計画

市川市の教育が目指す基本的な方向と目標を明確にして、その実現に必要な施策を計画的・総合的に実施することをねらいとして策定した計画です。

■市川市景観基本計画

市川市の景観まちづくりの基本的な目標となるもので、多くの人々が共感し、誰もが心地良いと感じる景観を実現するために、市民・事業者・行政の協働による幅広い取り組みを総合的かつ体系的にまとめています。

■市川市下水道中期ビジョン

平成26年度から令和7年度までの12年間の下水道関連事業(浸水対策・地震対策・ 老朽化対策・未普及対策等)の方向性を取りまとめたものです。

■市川市自然環境保全再生指針

自然環境の保全再生に係る市川市の基本的な位置づけと姿勢を示すと共に、自然環境の科学的な評価基づいた、目標と方針、配慮事項を示したものです。

■市川市生涯学習推進計画

生涯学習の考え方や関連事業を総合的に進めるための方向を踏まえ、今後取り組むべき施策や事業の具体化を図ることと、様々な分野の計画との整合性を図りながら、総合的な施策として推進していくために策定したもので、市川市教育振興基本計画の部門別計画として位置づけられています。

■市川市総合計画

長期的な将来展望に基づいて、市政運営を総合的・計画的に進めるための根幹となる計画であり、行政の各分野における計画や事業展開の指針となると同時に、市民と行政の共通の将来目標となるものです。

■市川市総合交通計画

自動車交通量の低減と円滑な交通処理、また安全で快適な交通環境づくりに関する総合的な計画です。

■市川市都市計画マスタープラン

都市計画法第 18 条の2に基づき、都市の 将来のあるべき姿や都市づくりの方向性を定 めるものであり、市川市総合計画に示された 将来都市像を具体化していくための基本的な 方針です。

■市川市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)

地球温暖化対策の推進に関する法律第 19 条第 2 項に基づき、市域から排出される温室 効果ガスの排出を抑制するとともに、進行しつつある地球温暖化へ対応するため、各主体が総合的かつ計画的に取り組めるよう定めた計画です。

■市川市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 1 項に基づき、市川市の事務及び事業に 関し、省エネルギーや省資源に関して記述し た計画です。

■いちかわ都市農業振興プラン

市民への農業理解を深めるとともに、農地

の保全・活用、担い手を確保し、本市の特色 を充分に活かした農業の振興を図ることを目 的として定めたものです。

■市川市の放射線量低減の取り組みに 係る基本方針

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故に対して、放射性物質による市民の健康および生活環境に及ぼす影響を軽減することを目的に策定した方針です。

■市川市みどりの基本計画

市内の貴重な緑地を保全し、潤いや安らぎ のある新たな公園・緑地の整備に向けた基本 的な方策を定めた計画です。

■一酸化炭素

炭素を含む燃料が不完全燃焼する際に発生し、主な発生源は自動車です。一酸化炭素が体内に吸入されると、血液中のヘモグロビンと結合して酸素の補給を妨げ貧血を起こしたり、中枢神経をまひさせたりします。

■一般環境測定局

都道府県知事等が、大気汚染防止法に基づき、大気の汚染の状況を常時監視するために設置する測定局のうち、住宅地等の一般的な生活空間における大気の汚染の状況を把握するために設置されたものです。

■一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物のことです。一般 廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類されます。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類されます。

■雨水貯留・浸透施設

雑用水や防火用水として利用するために雨水を貯留したり、流出抑制や地下水などの枯渇防止のために雨水を地下に浸透させる施設のことです。都市型水害の軽減にも繋がります。

■エコドライブ

環境に配慮した運転の仕方のことです。具体的にはアイドリングストップや一定速度での走行を心がけ、急発進・急停止をしないことなどがあります。

エコドライブを行うことで、排気ガスの低減や自動車の燃費向上にもつながります。

■屋上緑化・壁面緑化

建築物などの屋上に建物を植えて緑化をすることをいいます。同じように、建築物の外壁を緑化することを壁面緑化といいます。

緑化によって、大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和、夏季の冷房費の削減などの効果があります。

■温室効果ガス

大気を構成する気体であって、太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果を持つガスをいいます。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスなどがあります。

<か行>

■カーシェアリング

1台の自動車を複数の人が共同利用する仕組みです。利用者の税金・保険料、車検代等の維持費が軽減される他、エコカーを利用することで燃料費の節約や CO₂ の削減にもつながります。

■ガーデニングシティいちかわ

市民・事業者・市の協働により、まちを花 や緑で彩りうるおいを添えるとともに、活動 を通じた交流や生きがいづくりにより、快適 で魅力あるまちづくりを目指すものです。

■外来生物(外来種)

国外や国内の他地域から人為的に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種です。

外来種のうち、導入先の生態系等に著しい

影響を与えるものを特に侵略的な外来種と呼び、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっています。

■化石エネルギー

石炭、石油、天然ガスなど、地質時代にかけて動植物の死骸などが地中に堆積し、長い年月をかけて地圧・地熱などにより変成されてできた化石燃料の燃焼によって得られるエネルギーのことをいいます。

■家庭用燃料電池(エネファーム)

家庭に設置して住宅に電力を供給する燃料電池のことです。都市ガスや LPG から作り出した水素と空気中の酸素を反応させて発電を行うとともに、その際に発生する熱を給湯などに利用する方法(コジェネレーション)を採用しています。

エネルギーの有効活用により、CO₂の削減にも大きく貢献できます。

■環境活動推進員制度

市川市が委嘱した推進員が、市民に対して エコライフ(環境にやさしい生活)への取り 組みを促すため、日常生活における省エネ対 策や、家庭でできる生活排水対策の周知・啓 発のために活動する制度です。

主に保育園や小学校、公民館などで行われる地域のイベントを通じて、身近なことから実践できるエコライフについての啓発に取り組んでいます。

■環境基準

大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び 騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、 人の健康を保護し、及び生活環境を保全する 上で維持されることが望ましい基準として国 が定めています。(環境基本法第 16 条第 1 項)

この基準は、行政が公害防止に関する施策 を講じていく上での目標であって、事業者な どに達成義務を直接課すものではありません。

■環境基本法

環境の保全について、基本理念を定め、並 びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責 務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めています。 公害対策基本法に代わって平成5年11月に 公布・施行されました。

■環境マネジメントシステム

事業者が自主的に環境保全に関する取り組みを進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことです。主なシステムとしては、ISO14001 やエコアクション 21 などがあります。

■涵養(かんよう)

地表の水が地下に浸透し、地下水となることをいいます。森林の保全や雨水を浸透させる工夫(雨水浸透施設の設置)を行うことで、地下水を豊かにすることができます。

■気候変動に関する政府間パネル (IPCC)

人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988(昭和63)年に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により設立された組織です。

■空間放射線量

対象とする空間の単位時間当たりの放射線量のことで、外部被ばくの程度を示す指標です。周辺の環境や気象によって変化し、降雨等により一時的に上昇したり、積雪によって減少したりすることがあります。

■グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、 できる限り環境への負荷が少ないものを優先 的に購入することです。

■光化学オキシダント

工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成される物質の総称のことです。

光化学オキシダントによる大気汚染は光化

学スモッグと言われ、目がチカチカするといった人体的影響のほか、植物の葉の組織を破壊するといった影響が指摘されています。

■公共用水域

水質汚濁防止法によって定められる、公共 利用のための水域や水路のこと。(河川、湖沼、 港湾、沿岸海域、公共溝渠、かんがい用水路、 その他公共の用に供される水路)

ただし、下水道法に規定する公共下水道及 び流域下水道のうち、終末処理場を設置して いるものは除外されます。

こめっと

■米っ人くらぶ

市内在住・在学の小学生とその家族を対象に行っている農業・稲作体験事業のことです。 自然や人とのふれあい、勤労と収穫の喜び を体験し、暮らしと環境との関わりについて 学ぶことにより、心豊かな子どもたちを育て ることを目的としています。

くさ行>

■最終処分場

廃棄物は、資源化または再利用される場合を除き、最終的には原則とされている埋立てにより処分されており、この最終処分を行う施設が最終処分場です。

埋め立てる廃棄物の性状によって異なる構造基準及び維持管理基準が定められています。

■再使用(Reuse)

いったん使用された製品や部品、容器等を 再使用することです。具体的には、(1)ある ユーザーから回収された使用済み機器等をそ のまま、もしくは修理などを施した上で再び 別のユーザーが利用する「製品リユース」、 (2)製品を提供するための容器等を繰り返 し使用する「リターナブル」、(3)ユーザー から回収された機器などから再使用可能な部 品を選別し、そのまま、もしくは修理等を施 した上で再度使用する「部品リユース」など があります。

■再生可能エネルギー

エネルギー源として永続的に利用すること ができる再生可能エネルギー源を利用すること とにより生じるエネルギーの総称です。

具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、 太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源とし て利用することをいいます。

■再生利用 (Recycle)

廃棄物等を原材料として再利用することです。効率的な再生利用のためには、同じ材質のものを大量に集める必要があり、特に自動車や家電製品といった多数の部品からなる複雑な製品では、材質の均一化や材質表示などの工夫が求められます。

なお、再生利用のうち、廃棄物等を製品の 材料としてそのまま利用することを「マテリ アルリサイクル」、化学的に処理して利用する ことを「ケミカルリサイクル」、廃棄物の焼却 の際に発生するエネルギーを回収・利用する ことを「サーマルリサイクル」といいます。

■次世代自動車

ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、 クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車 などのことをいいます。

地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出 が少ない、あるいは燃費性能が優れているな どの環境にやさしい自動車です。

■自動車排出ガス測定局

都道府県知事等が、大気汚染防止法に基づき、大気汚染の状況を常時監視するために設置する測定局のうち、道路周辺に配置されたものです。

■市民農園

都市住民が小面積の農地を利用して野菜や 花を育てることで、農業理解の促進及びレク リエーションの場の提供等を目的とした農園 のことです。

本市では都市農業への理解と農業体験事業の一環として、市民農園の貸し出しを行っています。

■市民マナー条例

市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持について市民等、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、路上禁煙・美化推進地区の指定、公共の場所における禁止行為等を定めることにより、健康で安全かつ清潔な都市を実現するために定めた条例です。

■循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に 代わるものとして提示された概念です。循環 型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等 となることを抑制し、第二に排出された廃棄 物等についてはできるだけ資源として適正に 利用し、最後にどうしても利用できないもの は適正に処分することが徹底されることによ り実現される、「天然資源の消費が抑制され、 環境への負荷ができる限り低減された社会」 としています。

■じゅんかんパートナー

循環型社会の構築に取り組む地域コミュニティの形成において、地域を中心とした活動の活性化とともに、地域活動を担う人材の育成を推進するために、市川市が廃棄物減量等推進員として委嘱した市民のことです。

■浄化槽

水洗し尿や生活排水を沈澱分離あるいは微生物の作用による腐敗又は酸化分解等の方法によって処理し、それを消毒、放流する装置のことです。水洗し尿のみを処理する施設を単独処理浄化槽、水洗し尿及び生活雑排水を一緒に処理する施設を合併処理浄化槽と呼びます。

■自立分散型エネルギー

従来の原子力発電所、火力発電所などの大規模な集中型の発電所等で作られて供給されるエネルギーに対して、各々の需要家に必要な電力を賄える小さな発電設備を分散配置し、系統電力と効率的に組み合わせたものをいます。

平常時の効率的なエネルギー利用だけでなく、災害や事故などにより系統電力が使用できない停電時においても、分散型電源により安定的に電力を利用することができます。

■森林環境税・森林環境譲与税

温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止等を図るための森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から、国民一人一人が等しく負担を分かち合って森林を支える仕組みとして創設されたものです。

森林環境税は、国税として 2024(令和6) 年度から、一人年額 1,000 円が賦課徴収されます。

これに先立ち、森林整備が喫緊の課題であることを踏まえ、2019(平成31)年度から森林環境税が市町村及び都道府県に譲与されており、市町村においては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材の利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされています。

■生態系

あるまとまった地域に生活する生物全体と その地域を構成する環境が一体となったシステムを指します。池、森、山、海域などが、 それぞれひとつの生態系として扱われます。 生態系の中では生物同士、また生物と環境が 互いに影響しあいつつ継続的な安定した関係 を保っています。

開発などによる自然の改変は、その地域の 生態系のバランスを崩し、そこに住んでいた いくつかの生物を滅ぼしたりして、生態系の 内容を変えてしまうおそれがあります。

■生物多様性いちかわ戦略

生物多様性基本法第 13 条に基づき、生物 多様性国家戦略を基本として、市川市におけ る生物多様性の保全と持続可能な利用に関す る基本的な計画です。

■絶滅危惧種

地域の急速な環境変化、開発による生息地 の減少、乱獲などが原因で、絶滅の恐れが生 じている野生生物のことを指します。

環境省が取りまとめている「レッドリスト」によると、大きくは絶滅危惧 I 類と絶滅危惧 I 類があり、前者は、ごく近い将来、または近い将来に絶滅の危険性が高いもの、後者は、絶滅の危機が増大しているものと定義されています。

■騒音レベル

音は、同じ音圧でも周波数が違うと、人間 の耳には違う大きさの音として感じられます。 耳の感覚補正を組み込んだ騒音計で計った値 を騒音レベルといいます。

くた行>

■ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシンとポリ塩化ジベンゾフランに加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニルと定義しています。生殖、脳、免疫系などに対して生じ得る影響が懸念されていて、研究が進められていますが、日本において日常の生活の中で摂取する量では、急性毒性や発がんのリスクが生じるレベルではないと考えられています。

■太陽光発電設備

太陽光の日射を電気エネルギーに変換し、電気を生み出す発電技術で、太陽電池(太陽光パネル)を用い、直流の電気を発生させ、パワーコンディショナーを経由して電気の品質を安定させ、設置した建物へ電気を供給する仕組みです。

太陽光発電は、発電の際に有害な排気ガスや二酸化炭素を排出しない、クリーンな発電 設備として期待されています。

■脱炭素社会

経済発展を妨げることなく、温室効果ガスの排出を大幅に削減すること、また、それが 実現された社会のことです。

■炭化水素

炭素と水素とからできているものを炭化水素といい、メタン、エタン、プロパン、アセチレン、ベンゼン、トルエン等があります。これらは、有機溶剤や塗料、プラスチック製品等の原料として使用されていて、主として塗料・印刷工場、化学工場やガソリンスタンド等の貯蔵タンクからも発生するほか、自動車等の排出ガスにも含まれています。

■地域新電力会社

地域内の発電能力を最大限活用し、エネルギーの地産地消を目標にした、地域密着型の電力小売業者のことを指します。

地域新電力会社の中で地方自治体が出資しているものは自治体新電力と呼ばれ、地方創生や CO₂ 排出量削減の新たな担い手として期待されています。

■地域循環共生圏

国の「第五次環境基本計画」の中で、地域の活力を最大限に発揮する考え方として提唱されました。

各地域が地域資源や特性を活かし、近隣地域と支え合いながら自立した地域を作っていくことで、環境・経済・社会の課題を解決していき、「持続可能な社会」を実現するという考え方です。

■批産批消

「地域で生産されたものをその地域で消費すること」を基本とした活動のことです。産地から近ければ輸送コストがかからないため、エネルギー資源の抑制が期待できます。

■窒素酸化物

石油、ガス等燃料の燃焼に伴って発生し、 その発生源は工場、自動車、家庭の厨房施設 等、多種多様です。燃焼の過程では一酸化窒 素として排出されますが、これが徐々に大気 中の酸素と結びついて二酸化窒素となります。 窒素酸化物は人の呼吸器に影響を与えるだけ でなく、光化学スモッグの原因物質の一つと なります。

■東京外かく環状道路(外環道路)

都心から約 15 キロメートルを環状に連絡 する、全長約 85 キロメートルの高規格幹線 道路です。

高速道路(東京外環自動車道)と国道 298号(和光北インターチェンジ〜高谷ジャンクション間)で構成されています。

市川市の区間は2018 (平成30)年6月に開通となりました。

■特定外来生物

外来生物(海外起源の外来種)であって、

生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものの中から、外来生物法に基づいて指定されます。

生きているものに限られ、個体だけではな く、卵、種子、器官等も含まれます。環境省 の特定外来生物等一覧に記載されています。

■特別緑地保全地区

都市内に残された緑地を県知事または市町村長が計画決定することにより、一定規模以上の建築行為、木竹の伐採などの行為について許可制とし、現状凍結的な厳しい規制を行い保全する地区です。この代償措置として損失補償、土地の買い取り及び固定資産税の減免措置等がとられています。

■都市農業

「市街地及びその周辺の地域において行われる農業」(都市農業振興基本法第2条)であり、消費地に近いという利点を生かした新鮮な農産物の供給や農業体験の場の提供、災害に備えたオープンスペースの確保、やすらぎや潤いといった緑地空間の提供など、多様な役割を果たしています。

くな行>

■二酸化硫黄

硫黄分を含む石油や石炭の燃焼により生じ、かつての四日市ぜんそくなどの公害病や酸性雨の原因となっています。

くは行>

■バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものです。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがあります。

主な活用方法としては、農業分野における 飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料とし ての利用があるほか、燃焼して発電を行った り、アルコール発酵、メタン発酵などによる 燃料化などのエネルギー利用などもあります。

■排出者責任

廃棄物等を排出する者が、その適正なリサイクル等の処理に関する責任を負うべきとの考え方です。廃棄物処理に伴う環境負荷の原因者はその廃棄物の排出者であることから、排出者が廃棄物処理に伴う環境負荷低減の責任を負うという考え方は合理的であると考えられ、その考え方の根本は汚染者負担の原則にあります。

■廃棄物発電

ごみを焼却してその熱を回収し、湯を沸かして蒸気タービンを回すことによって発電を行うものです。

廃棄物の再利用により、資源を有効活用でき、CO₂の排出量の削減につながります。

■発生抑制 (Reduce)

廃棄物の発生自体を抑制することです。再使用、再生利用に優先されます。発生抑制のため、事業者には、原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売にいたるすべての段階での取り組みが求められています。また、消費者には、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取り組みが求められています。

■パリ協定

温室効果ガス削減の国際的枠組を定めた協定として、2015 (平成27)年12月に、フランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で採択されました。

この協定は、全ての国が地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減に取り組むことを 約束した枠組みで、世界の平均気温の上昇を 2℃未満に抑えることを目標としています。

■ヒートアイランド現象

都市域において、人工物の増加、地表面の コンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、 さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、 地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の 気温が郊外に比べて高くなる現象のことです。

■ビオトープ

野生生物が生息・生育する空間であり、その状態を保持またはそれを目指して管理される場所のことです。

■干潟

干出と水没を繰り返す平坦な砂泥底の地形で、内湾や河口域に発達します。浅海域生態系の一つであり、多様な海洋生物や水鳥等の生息場所となるなど重要な役割を果たしています。

■富栄養化

湖沼や内湾の水質が、窒素、りん等の栄養 塩が多い状態に遷移することです。藻類の異 常繁殖により、アオコ、赤潮等の原因となり ます。湖沼や東京湾等の内湾で生活排水等の 人為的な原因で急速に進行していることが問 題になっています。

■浮遊粒子状物質(SPM)

大気中に浮遊する粒子状の物質(浮遊粉じん、エアロゾルなど)のうち粒径が 10μm以下のものをいいます。工場等から排出されるばいじん、ディーゼル車の排出ガス、土壌の飛散等が主な発生源とされています。

■フロン類

フルオロカーボン(フッ素と炭素の化合物)の総称です。フロン排出抑制法では、CFC(クロロフルオロカーボン)、HCFC (ハイドロクロロフルオロカーボン)、HFC (ハイドロフルオロカーボン)をフロン類と呼んでいます。特定フロンである CFC、HCFC はオゾン層破壊効果と温室効果があり、代替フロンである HFC はオゾン層破壊効果はありませんが、温室効果が大きく、製造や輸入を規制しています。

■放射線

ある特定の原子核が別の原子核に変化(壊変または崩壊)する際に放出される高速の粒

子や、高いエネルギーを持った電磁波のことをいいます。放射線には、アルファ線、ベータ線、ガンマ線の他、エックス線、中性子線、重粒子線など様々な種類があります。

くま行>

■緑のカーテン

ゴーヤ等のツル性植物を建物の外壁やネット等に這わせてつくる自然のカーテンのことです。

葉の蒸散作用によって建物や周辺の温度上昇を抑える効果があるとされ、夏の冷房機器のエネルギー使用量の削減により、CO2排出量削減とともに電気代の削減にもつながります。

くや行>

■谷津

台地に谷が入り込む独特の地形で、その細長い低湿地部は昔から水田として利用されていました。

■有害大気汚染物質

大気中から低濃度ではあるが検出され、長期間に渡ってばく露することにより健康影響が生ずるおそれのある物質です。

■湧水

地下水が台地の斜面など地形の変化した場所から地表に出てきた地表水のことです。

■要請限度

総理府令で定められた道路交通騒音・振動の限度とされる値です。この値を超え、道路 周辺の生活環境が著しく損なわれると認められた場合、市町村長は道路管理者等に対し、 改善措置を要請することができます。

<アルファベット・数字>

■BOD (生物化学的酸素要求量)

Biochemical Oxygen Demand の略で、河川の水質汚濁指標として用いられます。水を汚している有機物を微生物(好気性バクテリア)が酸化分解するときに必要とする酸素量で、値が大きいほど水質汚濁は著しいことを意味します。

■COD (化学的酸素要求量)

Chemical Oxygen Demand の略で、水中の有機汚濁物質を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したものです。値が大きいほど水質汚濁は著しいことを意味します。

■COP (Conference of the Parties)

国際条約の中で、その加盟国が物事を決定するための最高決定機関とし設置される会議です。

■PDCA サイクル

品質の維持・向上及び継続的な業務改善活動を推進する手法のことです。具体的には、計画(Plan)⇒実行(Do)⇒評価(Check)⇒見直し(Act)という手順を繰り返し、活動を円滑に進めます。

■3R

Reduce (廃棄物等の発生抑制)、Reuse (再使用)、Recycle (再生利用)の3つの頭文字をとったものです。循環型社会を構築していくためのキーワードです。